

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年2月28日京都市条例第46号）（市会事務局調査課）

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行により「政務調査費」が「政務活動費」に改められることに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

- 1 条例の題名を「京都市政務活動費の交付等に関する条例」に改めます。
- 2 政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めます。（第11条関係）
- 3 市会は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを条例で明記します。（第14条関係）
- 4 その他必要な規定整備を行います。

この条例は、平成25年3月1日から施行し、同日以後に交付される政務活動費から適用することとしました。

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年2月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第46号

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市政務活動費の交付等に関する条例

第1条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「交付」を「交付等」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費（以下「会派政務調査費」）」を「政務活動費（以下「会派政務活動費」）」に改め、同条第2項中「政務調査費（以下「議員政務調査費」）」を「政務活動費（以下「議員政務活動費」）」に改め、同条第3項中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に改め、同条第4項中「議員政務調査費」を「議員政務活動費」に改める。

第4条第1項、第3項及び第4項中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に改める。

第5条第1項中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に、「議員政務調査費」を「議員政務活動費」に、「の政務調査費」を「の政務活動費」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「議員政務調査費」を「議員政務活動費」に改める。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条の見出し、同条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項各号列記以外の部分中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「議員政務調査費」を「議員政務活動費」に改める。

第11条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第11条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報広聴、要請・陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、会派政務活動費にあつ

ては別表第1，議員政務活動費にあっては別表第2に掲げる経費に充てることができるものとする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に，「議員政務調査費」を「議員政務活動費」に，「交付された政務調査費」を「交付された政務活動費」に改め，同項第1号中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に，「議員政務調査費」を「議員政務活動費」に改め，同項第2号中「政務調査費」を「政務活動費」に改め，同項第3号アから工までを次のように改める。

- ア 調査研究費
- イ 研修費
- ウ 広報広聴費
- エ 要請・陳情活動費

第12条第1項第3号中コをサとし，ケをコとし，クをケとし，キをクとし，カをキとし，オを力とし，工の次に次のように加える。

- オ 会議費

第12条第2項各号列記以外の部分中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に，「議員政務調査費」を「議員政務活動費」に，「交付された政務調査費」を「交付された政務活動費」に改め，同項第1号中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に，「議員政務調査費」を「議員政務活動費」に改め，同項第2号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第14条の見出し中「調査」を「調査等」に改め，同条中「，政務調査費」を「，政務活動費」に，「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に，「議員政務調査費」を「議員政務活動費」に改め，同条に次の1項を加える。

2 市会は，収支報告書等をインターネットの利用その他の方法で公開する等，政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

第15条第1項中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に，「議員政務調査費」を「議員政務活動費」に改め，同条第2項中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に，「議員政務調査費」を「議員政務活動費」に，「基準に基づく経費以外に当該政務調査費」を「経費の範囲外に当該政務活動費」に，「交付した政務調査費」を「交付した政務活動費」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第11条関係）

項目	内 容
調査研究費	(1) 会派が行う本市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査研究の委託に関する経費
研修費	(1) 会派が研修会を開催するために要する経費 (2) 会派に所属する議員等が当該会派の活動として他の団体の開催する研修会に参加するために要する経費
広報広聴費	(1) 会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費 (2) 会派が住民等から市政又は会派の活動に対する要望や意見を吸収するための会議、住民相談等に要する経費
要請・陳情活動費	(1) 会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	(1) 会派が行う各種会議を開催するために要する経費 (2) 会派に所属する議員等が当該会派の活動として他の団体の開催する意見交換会等の各種会議に参加するために要する経費
資料作成費	(1) 会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	(1) 会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
通信運搬費	(1) 会派が行う活動のために必要な交通及び通信に要する経費
備品消耗品費	(1) 会派が行う活動のために必要な備品及び消耗品に要する経費
人件費	(1) 会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	(1) 会派が行う活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費

別表第2（第11条関係）

項目	内 容
調査研究費	(1) 議員が行う本市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査研究の委託に関する経費
研修費	(1) 議員が研修会を開催するために要する経費 (2) 議員が他の団体の開催する研修会に参加するために要する経費
広報広聴費	(1) 議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費

	(2) 議員が住民等から市政又は会派の活動に対する要望や意見を吸収するための会議、住民相談等に要する経費
要請・陳情活動費	(1) 議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	(1) 議員が行う各種会議を開催するために要する経費 (2) 議員が他の団体の開催する意見交換会等の各種会議に参加するために要する経費
資料作成費	(1) 議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	(1) 議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
通信運搬費	(1) 議員が行う活動のために必要な交通及び通信に要する経費
備品消耗品費	(1) 議員が行う活動のために必要な備品及び消耗品に要する経費
人件費	(1) 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	(1) 議員が行う活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の京都市政務活動費の交付等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、議長及び市長が定める。

(市会事務局調査課)